

農 業 ク ラ ブ 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は静岡県立磐田農業高等学校農業クラブと称する。

第2条 本会の役員並びに諸機関の決定は学校長の承認を得て効力を発する。

第3条 本会は農業クラブ活動を通じて近代的産業人としての信念と資質を深め、農業に関する知識を修得し、技術を錬磨して指導性・社会性・科学性を養うことを目的とする。

第2章 事 業

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 各種発表会・各種講習会・展示会・品評会・レクリエーション等の開催、見学・校外実習の実施及び奨励。
- 2 会報・新聞等の発行。
- 3 全国の学校農業クラブ及び本校農村後継者協会（卒業生の農業自営者団体）等の友好団体との連携。
- 4 共同購入・販売・交換や分譲、奉仕活動。
- 5 その他前条の目的を達成するに必要な事業。

第3章 会 員

第5条 本会は次の会員をもって構成する。

- 1 正会員 本校の全生徒で構成する。
- 2 成人会員 本校職員で構成し、顧問及び担任教師は成人会員より委任する。
- 3 名誉会員 原則として本校卒業生で本会の趣旨に賛同する者。

第4章 諸 機 関

第6条 本会は目的を達成するために次の諸機関を置く。

- 1 総 会
- 2 協議委員会
- 3 執行委員会

第7条 総 会

- 1 本会の会務・合計報告並びに協議委員会の決議事項の報告をうけ、これを承認するほか、会則の改正、その他特に重要事項を議決する。
- 2 総会は会員の3分の2以上の出席を得て成立する。
- 3 総会は毎年1回以上開くものとする。また、協議委員会及び全員の10分の1以上の要求があったときは、会長は2週間以内に臨時総会を開かなくてはならない。
- 4 総会における決議は出席全員の過半数の賛成を必要とする。
- 5 成人会員は総会に出席し、指導助言する。

第8条 協議委員会

- 1 本会の意志決定機関である。
- 2 農ク学級委員・各部部长・会長・副会長・書記をもって構成する。
- 3 協議委員の3分の2以上の出席を得て成立する。役員は傍聴の形で出席し、意見を述べることはできるが、賛否には加わらない。
- 4 決議は出席協議委員の過半数の賛否による。
- 5 本会の事業計画・予算・決算を審議し決定する。その他、協議委員5名以上の連名や執行委員及び顧

問教師からの提案を討議し、決定する。

第9条 執行委員会

1 本会の事業計画などを立案し、総合並びに協議委員会の決議に基づいて執行する機関である。

2 次の役員をもって構成し、任務を遂行する。

会 長 会員を代表し、会務を司る。

副会長 会長を補佐し、会長不在のときは代理を務める。

総 務 事業などの原案作成と決定事項の執行に努める。

会 計 本会の財産管理・予算案の作成・会計簿の整理・決算報告・金銭の支払い事務等を行う。

書 記 記録や議事録などの作成をし、保管する。

会 報 会報・新聞等の編集と発行をする。

庶 務 連絡事項などの伝達と掲示のほか、以上の係に属さない事務を行う。

第5章 専門分会

第10条 専門分会は農業に関する研究活動を自発的に行い、教科活動と連携をもって推進する。

第11条 専門分会には次の部を置く。

専門分会は生産科学、生産流通、食品科学、生活科学、環境科学、農業機械を設ける。

第12条 各部は部員の互選によって部長・副部長・会計を置く。

第13条 各部には担任教師を置き、指導助言を求め、活動をより活発にする。

第6章 学級分会

第14条 農ク学級委員は本会に関する学級の意志をまとめて協議委員会に反映させ、また、協議委員会の議事を学級に連絡する。

第15条 学級分会は各ホームルーム単位に結成され、農ク学級委員を互選する。

第7章 専門部門

第16条 専門部門は総合実習や課題研究などの学習成果を各種発表会や競技会に参加し発表することができる。

第8章 役員の選任と任期

第17条 本会の会長・副会長の選挙は立候補制とし、会長は全校生徒の総選挙で過半数を得たものとする。

第18条 役員の選出は次の通りである。ただし、役員は生徒会役員と兼任はできない。

1 会長は原則として3年生より1名選出する。

2 副会長は3年生より1名、2年生より1名選出する。

会長・副会長以外の役員は会長がこれを指名する。

第19条 本会の会長・副会長の立候補者は投票日より7日前までに選挙管理委員会に届ける。ただし、立候補者は各学級より1名とする。

第20条 立候補者は選挙前日まで選挙運動をすることができる。なお、立候補者は運動期間中に1回以上自己の抱負を全校生徒に発表しなくてはならない。

第21条 各役員の任期は原則として1年間とする。

第22条 役員・農ク学級委員・部長はそれぞれ所属会員の過半数の不信任を受けた場合は辞任しなければならない。

第23条 選挙管理委員会は農ク学級委員で構成し、委員長は委員の互選により決定する。

第9章 会 計

- 第24条 本会の経費は農業クラブ会費と補助金をもってまかなう。
- 第25条 各部の予算は原則として金額の半分を均等割とし、半分を活動状況と人数割によって決める。
- 第26条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第27条 本会の経費の保管並びに出納処理は会計と顧問教師で処理する。
- 第28条 執行委員会は毎年度決算報告をしなければならない。

第10章 付 則

- 第29条 本会則の改正には協議委員の3分の2以上の賛成をもって発議し、総会の過半数の賛成を必要とする。
- 第30条 本会則の実施にあたっては細則を設けることができる。
- 第31条 本会則は平成12年4月1日から実施する。

平成12年3月31日 上記会則を承認する。

静岡県立磐田農業高等学校長